

富山県情報公開審査会答申概要（答申第7号）

件 名 富山都市計画富山復興土地区画整理事業の換地処分通知書が送付されたことを証明する証拠書類の非開示決定処分に対する異議申立ての件

開示請求年月日 平成16年 9月13日

実施機関の決定日 平成16年 9月21日

実施機関（担当課） 富山県知事（土木部都市計画課）

決定内容 非開示決定（不存在）

異議申立て年月日 平成16年10月15日

異議申立ての内容 非開示決定処分の取り消しを求める

諮問年月日 平成16年10月25日

答申年月日 平成17年 2月 9日

審査会の判断

<結論>

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、富山都市計画富山復興土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）に係る換地処分通知書が送付されたことを証明する証拠書類について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

<理由>

本件公文書の不存在について

（1）実施機関の職員が本件公文書を作成し、又は取得したと認められるかどうかについて

土地区画整理法第103条第4項に基づく本件事業に係る換地処分があった旨の公告は、昭和40年3月31日付け富山県告示第180号で行われていることが富山県報により確認できた。同条第1項の規定に基づく換地処分の通知は上記公告に先立って行うものとされていることから、関係権利者に対して換地処分通知書が送付されたものと考えられる。このことは、実施機関から提出された昭和40年2月26日付けの起案文書により、関係権利者等に対し、換地処分の通知を行うことが決裁されていることから推測できる。

なお、提出された上記起案文書からは、換地処分通知書の送付先となる個々の関係権利者の氏名を確認することはできないが、住所等が確知できない者に対する換地処分通知書の公示送達を告示した昭和40年3月8日付け及び同月9日付けの富山市告示の名宛人として関係権利者であった異議申立人の父の氏名は記載されていない。したがって、異議申立人の父に対しては、換地処分通知書が送付されたものと認めるのが相当である。なお、上記起案文書によれば、換地処分通知書を関係権利者宛に書留で送付したものと推測できる記載がある。

よって、本審査会としては、実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、これを否定する客観的証拠も発見できなかったことから、実施機関の職員が、当時、本件公文書である換地処分通知書が送付されたことを証明する証拠書類として書留の受領証を取得し、実施機関において保有していたものとする。

(2) 実施機関が現在も本件公文書を保有していると認められるかどうかについて

実施機関の説明では、本件公文書作成当時の文書管理の基準において本件公文書を永年保存として分類していたかどうかは不明であり、現在本件公文書を保有していないのは永年保存と分類していたが管理が不十分であったため紛失したか、あるいは、保存期間を永年以外の期間に分類していたため、保存期間の経過により廃棄したかのいずれかと考えられるとのことであった。

また、実施機関が異議申立人からの公文書開示請求を受けて、本件公文書の所在確認を行ったが発見できなかったとのことであった。本審査会においても事務局職員に命じ、実施機関の職員の立会のもと、実施機関が行った探索の方法、範囲等について確認させたが、本件公文書の存在は確認できなかった。

よって、本審査会としては、現時点において実施機関が本件公文書を保有していると認めることはできない。

(3) 公文書の管理について

なお、本件公文書については、現在の実施機関の文書管理の基準からすれば永年保存すべきものであると考えられる。本条例に定める公文書開示請求制度が適正かつ円滑に機能するためには、開示請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが不可欠であり、実施機関におかれては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書に関する定めを遵守し、公文書の適正な管理に努められるよう要望する。